

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正について

令和 2 年 6 月 12 日

医 療 保 健 部

1 現行の条例について

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」(以下「条例」という。)は、平成 24 年 3 月に議員提出条例として制定されました。

条例の制定後、約 8 年が経過し、社会情勢の変化や、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展等をふまえ、条例の見直しの検討が必要となっています。

2 改正の考え方

(1) 条例の改正点

社会情勢の変化に伴い歯科保健医療の重要性が増している状況にあることから、県として取り組むべき具体的な内容を盛り込みたいと考えています。

(検討している項目)

- ・医科歯科連携による疾病対策
- ・地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割
- ・高齢者へのオーラルフレイル対策
- ・医療的ケア児・者や発達障がい児・者への対策等

(2) 見直しの方向性

全体の構成については、現行の条例の構成を基本としつつ、今後取り組むべき施策等を新たに追加し、現状に即した内容の充実を図ります。

三重県歯科医師会や歯科衛生士会等関係団体の意見を十分に聞き取った上で内容を検討していきます。

本条例に基づく「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」(以下「計画」という。)は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年計画となっていることから、条例改正の内容をふまえ、令和 3 年度に、歯科健診を伴う歯科疾患実態調査や、6 千人規模の県民健康意識調査を行い、令和 4 年度に計画の改訂を行います。

- 条例改正に伴い、早期に取り組む必要がある施策については、計画改訂を待たずに早期に取り組むこととし、目標値を再設定するなどにより、計画の進捗管理を行っていきます。

3 今後の予定

- | | | |
|--------|------|-------------------------------|
| 令和 2 年 | 8 月 | 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会において審議 |
| | 10 月 | 常任委員会において概要案審議 |
| | 12 月 | 常任委員会において中間案審議、パブリックコメントの実施 |
| 令和 3 年 | 1 月 | 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会において審議 |
| | 2 月 | 議案提出 |
| | 3 月 | 常任委員会において議案審議、改正(4 月 1 日施行予定) |